

おくやみ ガイドブック

～ご遺族のための手続き案内～

土浦市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやP Cで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8203>



ご遺族のみなさまへ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。
土浦市では、ご遺族の方が届出をおこなう市役所での手続きと市役所以外の主な手続きについて、おくやみガイドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このガイドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

土浦市

市役所での手続きチェックリスト	P.2
市役所での手続き	P.3
空家を相続される方へ	P.17
市役所フロア案内	P.18
市営斎場のご案内	P.19
市役所以外での主な手続き一覧	P.23
ご遺族メモ	P.25

市役所での手続きチェックリスト

亡くなった方が以下に該当する場合は、担当窓口での手続きが必要となります。

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができる
おくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8203>



	亡くなった方	該当	主な手続き	担当窓口	参照 ページ
住民登録	印鑑登録をしている マイナンバーカード（個人番号カード）を お持ちである	☐		市民課 窓口係	P.3
健康保険	国民健康保険に加入している	☐	保険証の返還・世帯主変更	国保年金課 国保賦課係	P.5
			葬祭費の申請	国保年金課 国保給付係	P.5
	後期高齢者医療制度に加入している	☐	保険証の返還 葬祭費の申請 給付受領申請書の提出	国保年金課 医療福祉係	P.5
医療福祉	医療福祉制度（マル福）を受けている	☐	受給者証の返還		P.6
	18歳未満のお子さんがいる	☐	医療福祉制度の申請（母子または 父子世帯になったとき）		P.6
年金	年金を受給している	☐	未支給年金の請求	国保年金課 国民年金係	P.7
	国民年金に加入したことがある	☐	死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求		P.7・8
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けている	☐	介護保険被保険者証返還	高齢福祉課 介護管理係	P.9
こども	児童手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出	こども政策課 児童福祉係	P.9
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出		P.10
	18歳未満のお子さんがいる	☐	児童扶養手当の申請（母子または 父子世帯になったとき）		P.10
	義務教育修了前のお子さんがいる	☐	遺児手当の申請		P.10
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出		P.11
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳を所有している	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳の返還	障害福祉課 障害福祉係	P.11
	障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付） を受けている	☐	受給者証の返還		P.12
	障害等を事由とする手当を受けている	☐	手当喪失の届出・手当受給者の変更	障害福祉課 障害対策係	P.12
税金	市税等の口座振替をしている	☐	振替口座の変更届出	納税課 管理係	P.13
	未登記家屋を所有している	☐	未登記家屋の名義変更	課税課 家屋係	P.13
	固定資産税が課税されている	☐	現所有者の届出	課税課 土地係 家屋係	P.14
	原動機付自転車・小型特殊自動車等を 所有している	☐	廃車または名義変更の届出	課税課 市民税係	P.14
上下水道	上下水道の使用にあたり登録されている	☐	上下水道使用者の変更届	第一環境(株)土浦営業所 水道課業務係 下水道課管理係	P.15
	農業集落排水を利用している	☐		第一環境(株)土浦営業所 または 下水道課管理係	P.15
	井戸水を使用している世帯で、下水道を 利用している	☐	利用世帯員数の変更届		
霊園	市営霊園の使用者として許可を受けている	☐	市営霊園の使用権承継の承認申請	環境衛生課 衛生管理係	P.16
住宅	市営住宅に入居している	☐	継承、異動または明渡の届出	住宅営繕課 住宅係	P.16

市役所での手続き

土浦市役所 ☎ 029-826-1111

印鑑登録証、マイナンバーカード（個人番号カード）

◇ 届出の必要はありません。

担当窓口

市民課窓口係 1階 30 ～ 34 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2286）

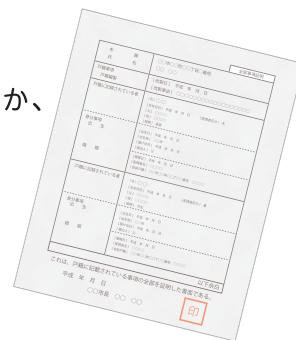
その他

- 死亡届出によって印鑑登録証は抹消されます。
- マイナンバーカード（個人番号カード）は失効しますが、返納の必要はありません。

亡くなった方の戸籍取得方法

亡くなった方の本籍地が土浦市の場合に取得可能です。
本庁舎 1 階市民課、または支所・出張所にて請求できます。
土浦市以外に本籍地がある場合は、本籍地の市区町村にご請求いただくか、次ページの広域交付にてご請求ください。

戸籍の届出をしてから戸籍謄本が発行できるようになるまで、届出を出された市区町村によって異なりますが、1～3週間程度を目安としてください。



請求者

- ① 亡くなった方の配偶者・直系親族（父母・子）等
請求可能です。
- ② 亡くなった方の兄弟姉妹・代理人
 - ① の方の委任状
または
兄弟姉妹の方は正当な理由があると認められる場合は、請求可能です。

持ち物

請求者の本人確認が必要です。
本人確認書類として次のものをお持ちください（AまたはBのどちらか）。

(A) 請求者本人の顔写真がついているもの（官公庁発行のもの） **1種類**
マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、パスポート 等

(B) 請求者本人の顔写真がついていないもの **2種類**
健康保険証＋年金手帳 等

戸籍法の一部を改正する法律の施行により、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付ができるようになり、土浦市が本籍地でない方でも、土浦市に戸籍の請求ができるようになりました。

広域交付については、戸籍の届出をしてから戸籍謄本が発行できるようになるまで、4週間程度を目安としてください。

また、一部の戸籍請求については、事前予約が必要となる場合や、システム上交付ができない戸籍等については、本籍地への請求をご案内する場合があります。

請求者

亡くなった方の配偶者・直系親族（父母・子）等

※郵送や委任状を持参しての代理での請求はできません。

持ち物

請求者の本人確認が必要です。

本人確認書類として次のものをお持ちください。

請求者本人の顔写真がついているもの（官公庁発行のもの） **1種類**
マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、パスポート 等

戸籍証明の取得

亡くなった方の戸籍証明の取得には次の二通りがあります。

どちらのパターンの証明が必要なのか各お手続き先にご確認ください。

（ア）死亡したことが記載されている戸籍証明（1枚で確認可）

（イ）亡くなった方の出生から死亡までの戸籍証明（複数に渡ることが多い）

戸籍謄本（全部事項証明書）・除籍謄本・改製原戸籍謄本等は全て戸籍証明です。亡くなった方によってどの戸籍証明が該当になるのかが異なりますので、ご請求の際には「（ア）または（イ）の戸籍証明が必要」とお申し付けください。

お問い合わせ先

1階 **35** 窓口 市民課窓口係 ☎ 029-826-1111（内線 2286）

国民健康保険の手続き

◇ 亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◆ 保険証の返還

◆ 世帯主変更

※亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合

◆ 葬祭費の支給申請

持ち物

- 亡くなった方の国民健康保険証
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 同じ世帯の方の国民健康保険証（世帯主変更の場合のみ）
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
※喪主のフルネームが記載されているもの
- 喪主の振込先の口座番号がわかるもの
- 喪主のはんこ

受付窓口

【保険証の返還・世帯主変更】 国保年金課国保賦課係 1階 21・22 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2296）

【葬祭費の支給申請】 国保年金課国保給付係 1階 23 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2295）

期 限

【保険証の返還・世帯主変更】 早めにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内

その他

令和6年12月2日以降発行の資格確認書をお持ちの方は返還してください。

後期高齢者医療制度の手続き

◇ 亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◆ 保険証の返還

◆ 葬祭費の支給申請

◆ 給付受領申請書の提出

持ち物

- 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
※喪主のフルネームが記載されているもの
※埋火葬のみを行った場合は「埋火葬許可証」をお持ちください。
- 喪主の振込先の口座番号がわかるもの
※喪主以外に振り込む場合は委任状とはんこが必要です。

受付窓口

国保年金課医療福祉係 1階 24 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2406）

期 限

【保険証の返還】 早めにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内

【給付受領申請書の提出】 早めにお手続きください。

その他

令和6年12月2日以降発行の資格確認書をお持ちの方は返還してください。

医療福祉制度（マル福）の手続き①

◇ 亡くなった方が医療福祉制度(マル福)の受給者であった場合は、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の受給者証

期 限

早めにお手続きください。

医療福祉制度（マル福）の手続き②

◇ 18歳未満のお子さんがある方が亡くなり、ひとり親家庭になったときは、医療福祉制度の申請ができる場合があります。 ※所得制限があります。

持ち物

- 申請者の健康保険証
- 申請者の印鑑
- 申請者の所得証明書（土浦市で所得確認ができない方）

受付窓口

国保年金課医療福祉係 1階 **25** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2316）

期 限

早めにお手続きください。

memo

年金関係の手続き①

◇ 未支給年金の請求

年金の受給者が亡くなったとき、その方に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を受給する権利がありながら受給していなかった方が亡くなった場合は、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他三親等内の親族であれば、未支給年金の請求ができます。

持ち物

- 亡くなった方の年金証書
 - 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等
 - 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
 - 請求者名義の金融機関の通帳
- ※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。
 ※遺族厚生年金が請求できる方の場合、年金事務所での手続きになります。（問い合わせ先 P.23参照）

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

年金関係の手続き②

◇ 死亡一時金の請求

国民年金第1号被保険者として3年以上の国民年金保険料納付済期間があり老齢基礎年金等を受給せず
 に亡くなった場合に、生計を同じくしていた親族に支給されます。
 親族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
 - 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等
 - 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
 - 請求者名義の金融機関の通帳
- ※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から2年以内

年金関係の手続き③

◇ 遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻や夫」または「子」に支給されます。支給期間は、子が18歳に達した年度末になるまで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 請求者の所得証明書（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 死亡診断書の写し
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

年金関係の手続き④

◇ 寡婦年金の請求

国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間等が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合に10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 死亡診断書の写し
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなった方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の介護保険被保険者証
 - 介護保険負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にご確認ください。

受付窓口

高齢福祉課介護管理係 1階 **13**・**14** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2463）

期 限

早めにお手続きください。

児童手当の手続き①

- ◇ 亡くなった方が児童手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。

持ち物

- 申請者の健康保険証
 - 振込先の口座番号がわかるもの（申請者、児童）
 - 申請者の本人確認書類
- ※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にご確認ください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8**・**9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童手当の手続き②

- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8**・**9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、資格喪失または額改定の届出が必要です。
- ◇ 18歳未満のお子さんがある方が亡くなり、ひとり親家庭になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。 ※所得制限があります。

持ち物

- 受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8・9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

- 早めにお手続きください。
 ※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

遺児手当の申請

- ◇ 父母またはその一方が亡くなり、義務教育終了前の児童を養育するようになった場合は、遺児手当の申請ができます。

持ち物

- 振込先の口座番号がわかるもの（申請者）
- 死亡したことを証明する書類（戸籍謄本等）
 ※亡くなった方が土浦市に住民登録をされていた場合は不要です。
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8・9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

- 早めにお手続きください。
 ※手当の受給が認定された場合は、申請日から支給開始になります。

特別児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、資格喪失の届出が必要です。

持ち物

- 受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8**・**9** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2304)

期 限

早めにお手続きください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

- ◇ 亡くなった方が上記のいずれかの手帳をお持ちであった場合は、返還が必要です。

持ち物

- 所持されている手帳
(税控除等、各種手続きの際に手帳の写しが必要な方はコピーをとったうえで返還してください。)

受付窓口

障害福祉課障害福祉係 1階 **4**・**5**・**6** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2365)

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害福祉サービス受給者証の返還

- ◇ 亡くなった方が障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を受けていた場合は、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 障害福祉サービス受給者証

受付窓口

障害福祉課障害福祉係 1階 **4・5・6** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2343）

期 限

早めにお手続きください。

障害等を事由とする手当の喪失・変更の手続き

- ◇ 亡くなった方が障害等を事由とする各種手当を受給していた場合は、手当喪失または受給者変更の届出が必要です。

持ち物

- 未支給分の振込先の口座番号がわかるもの（ご遺族のもの）
- 印鑑（ご遺族のもの）

受付窓口

障害福祉課障害対策係 1階 **4・5・6** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2339）

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

市税等の口座振替手続き

- ◇ 亡くなった方の口座から、固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替をしていた場合は、口座振替の解約または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

持ち物

- 口座振替解約⇒納税義務者（亡くなった方を含む）の印鑑、通帳印
- 口座振替変更⇒納税義務者（亡くなった方を含む）の印鑑
新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳等）、通帳印

受付窓口

納税課管理係 2階 **8** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2230）

期 限

早めにお手続きください。

未登記家屋の名義変更

- ◇ 亡くなった方が未登記家屋をお持ちであった場合は、未登記家屋名義変更届書の提出が必要です。

持ち物

- 相続したことがわかる書類（①・②のいずれか）
 - ① 遺産分割協議書（相続関係図、被相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本及び相続人であることがわかる戸籍謄本、相続人全ての印鑑証明を添付）
 - ② 遺産分割協議書未作成の場合は未登記家屋名義変更届書に法定相続人全員の連名（実印押印）を記入。（被相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本及び相続人であることがわかる戸籍謄本、相続人全ての印鑑証明書を添付）
- 新しい所有者の印鑑

受付窓口

課税課家屋係 2階 **17** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2260）

期 限

早めにお手続きください。

現所有者の届出

- ◇ 亡くなった方が土地・家屋を所有している場合は、現所有者申告書（納付書の送付先の指定）の提出が必要です。

持ち物

- 現所有者の印鑑

受付窓口

課税課土地係・家屋係 2階 **17** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2228・2337）

期 限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・小型特殊自動車等の廃車・名義変更の届出

- ◇ 亡くなった方が原動機付自転車、小型特殊自動車の名義人であった場合は、廃車または名義変更の届出が必要です。

持ち物

- 手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

課税課市民税係 2階 **16** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2493）

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上下水道使用者の変更手続き

- ◇ 亡くなった方が市の上下水道を使用するにあたり登録されていた場合は、使用者の変更の届出が必要です。

受付窓口

第一環境(株)土浦営業所 土浦市田中3丁目8-32 ☎ 029-822-3040

水道課業務係 土浦市大町11-38 ☎ 029-821-6237

下水道課管理係 4階 5 ☎ 029-826-1111 (内線 2250)

期 限

早めにお手続きください。

利用世帯員数の変更手続き

- ◇ 農業集落排水を利用されていた世帯の方や、井戸水を使用されている世帯で、下水道を利用していた世帯の方が亡くなった場合は、利用世帯員数の変更の届出が必要です。

受付窓口

第一環境(株)土浦営業所 土浦市田中3丁目8-32 ☎ 029-822-3040

または

下水道課管理係 4階 5 ☎ 029-826-1111 (内線 2250)

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市営霊園の手続き

- ◇ 亡くなった方が市営霊園の利用者として許可を受けている場合は、使用権承継の承認申請が必要です。

持ち物

- 墓地の使用許可証
- 亡くなった方と新使用者の続柄が確認できる戸籍謄（抄）本
- 亡くなった方の戸籍抄本

受付窓口

環境衛生課衛生管理係 2階 **22** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2407）

期 限

早めにお手続きください。

市営住宅の手続き

- ◇ 亡くなった方が市営住宅に入居していた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆ 亡くなった方が名義人で、同居者が新たな名義人となる場合
承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◆ 名義人ではない、同居の方が亡くなった場合
異動届出が必要です。
- ◆ 市営住宅を退居される場合
明渡届出をしていただくほか、立会いのもと退居検査が必要となります。退居検査前までには、畳表の張替え、ふすまの張替え、入居者が破壊した部分の修繕等を行っていただきます。また、家具類の搬出のほか、入居中に取付けたエアコンなど機器類の取外しや処分を行ってください。
電気・ガス・水道などは使用停止の手続きをしてください。
月の途中で退居したときの家賃は日割りとなるほか、未納家賃などがなければ、入居時にお預かりした敷金を返還します。

持ち物

- 手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

住宅営繕課住宅係 4階 **8** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2420・2421）

期 限

早めにお手続きください。

土浦市営斎場 ごあんない



〒300-0048
土浦市田中二丁目16番33号
TEL 029-824-2013
FAX 029-824-4711

市営斎場のご利用について

1. 休場日

①火葬場・・・・・・・友引の日 及び 1月1日～3日

②式 場・・・・・・・1月1日～3日

ただし、1月4日以降の直近の開場日2日間については、本市の住民の利用に限ります。
(本市以外の住民が、本市で死亡し、やむを得ない事情により火葬を急ぐ場合を除きます。)

2. 申し込み方法

・火葬・式場・お清め室・待合室・・・市営斎場へ直接申し込んで下さい。

3. 火葬場の利用について

①メガネ・ビン・ライター・カメラ・缶詰等燃えにくい物や爆発する恐れのある物は、お棺の中へ入れないようお願いします。

また、ペースメーカーを装着の方は職員にご連絡ください。(取り外す必要はありません。)

②許可時刻の30分前までに到着して下さい。なお、棺の受入れは、許可時刻の1時間前からとなります。

4. 式場の利用について

①花輪の持込は、禁止です。

②花・盛籠等の供物は、合計10基以内です。制限を超える物は、場内に持込できません。

また、花祭壇を行う場合には、事前に斎場管理者の許可を受けてください。

③遺族控室が利用できます。

④式場の利用時間は、午後3時から24時間とします。

準備及び片付け等に関しましては、時間を厳守していただきますようお願いいたします。

なお、式場返却時には、使用前の状態にお戻しく下さい。

5. お清め室の利用について

①ご飲食ができますので、忌中払い等にお使いく下さい。

②午後3時火葬予約の方のご利用は、午後4時まで使用可能となります。

6. 通夜の利用について

①遺体のまま通夜を行う場合は、付き添いが必要です。5名以内でお願いします。

②午後8時30分以降は、遺体に付き添われる方以外はお引取り願います。

③仮眠は、遺族控室を利用して下さい。(寝具の用意はありません)

④ローソク・抹香・線香等の火気の使用は、午後10時までです。使用に際しては、火の元に十分注意して下さい。

⑤午後9時に場内をすべて施錠します。以降の出入りは、所定の場所(夜間出入口)から行って下さい。

7. お清め室、待合室、遺族控室等の利用について

①パントリー、給湯室に茶器等が備え付けてあります。使用前・使用後は、必ず斎場職員にお声掛けください。また、湯のみ等を破損した場合には、速やかにお申し出ください。

②湯茶の接待は、すべて「セルフサービス」でお願いします。

③仕出し料理等の持込は自由ですが、後片付けは、使用者の責任において行って下さい。
また、持込みになられた飲食物等から発生したゴミは、必ずお持ち帰り下さい。

8. その他

①斎場職員に対する心付け(チップ等)は、お断りします。

②場内は、禁煙です。所定の場所で喫煙願います。

③式場、会議室ではご飲食できません。また、待合ホールでの湯茶の接待はできません。
自動販売機を御利用ください。

市営斎場 利用料金

1. 火葬場利用料金

区 分	種 別	単 位	金 額	
			本市の住民	本市以外の住民
死体の火葬	13歳以上	1体	5,000円	50,000円
	13歳未満	1体	3,000円	30,000円
	死産児	1胎	2,000円	20,000円
	身体の一部		2,000円	20,000円
汚物の焼却	出産に付随する汚物等	1個	2,000円	20,000円

備考

- ・汚物の焼却で1個とは、汚物を入れる紙箱で、1辺の長さがそれぞれ37cm以下のものをいう。
- ・本市の住民とは、死亡者（死産児についてはその父又は母）又は利用者（葬儀を執行する者に限る。）が住民基本台帳法の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

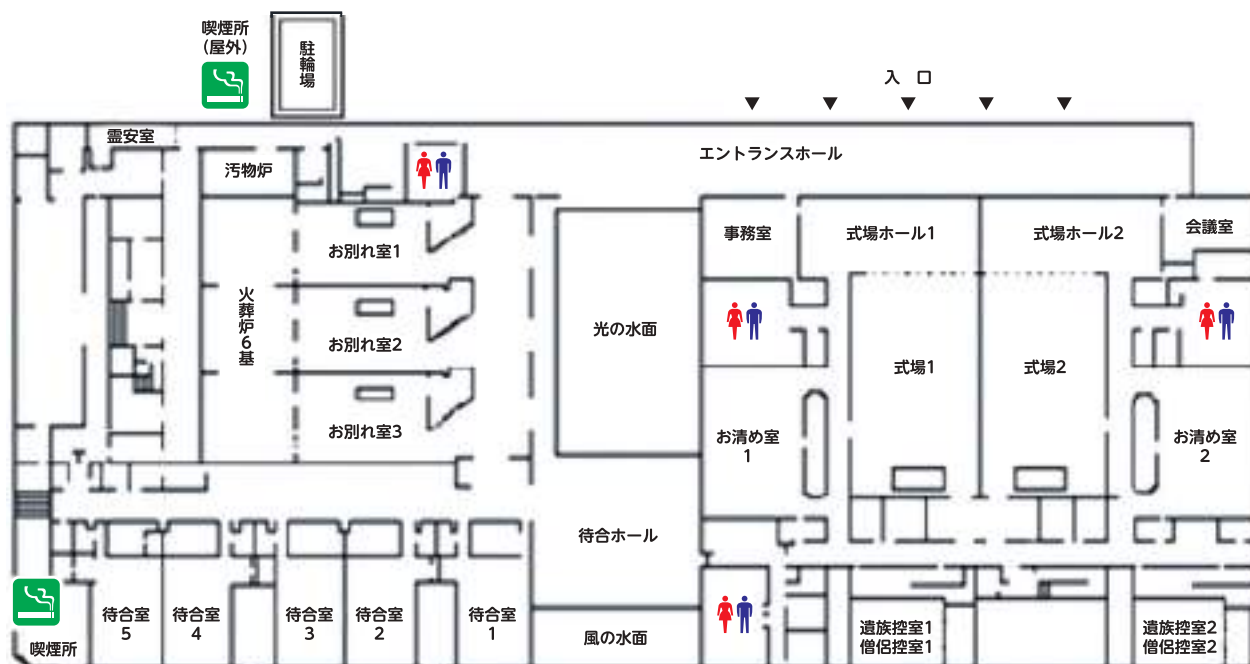
2. 式場等利用料金

区 分		単 位	金 額	
			本市の住民が利用する場合	本市以外の者が利用する場合
式場	通夜に使用する場合	1回につき	53,990円	161,950円
	告別式に使用する 場合	1回につき	45,840円	137,500円
お清め室		1回につき	14,260円	42,780円
待合室		1室につき 2時間	9,170円	27,500円
霊安室		1棺で 24時間	2,040円	6,120円
会議室		4時間	4,080円	12,230円
待合ホール			無 料	

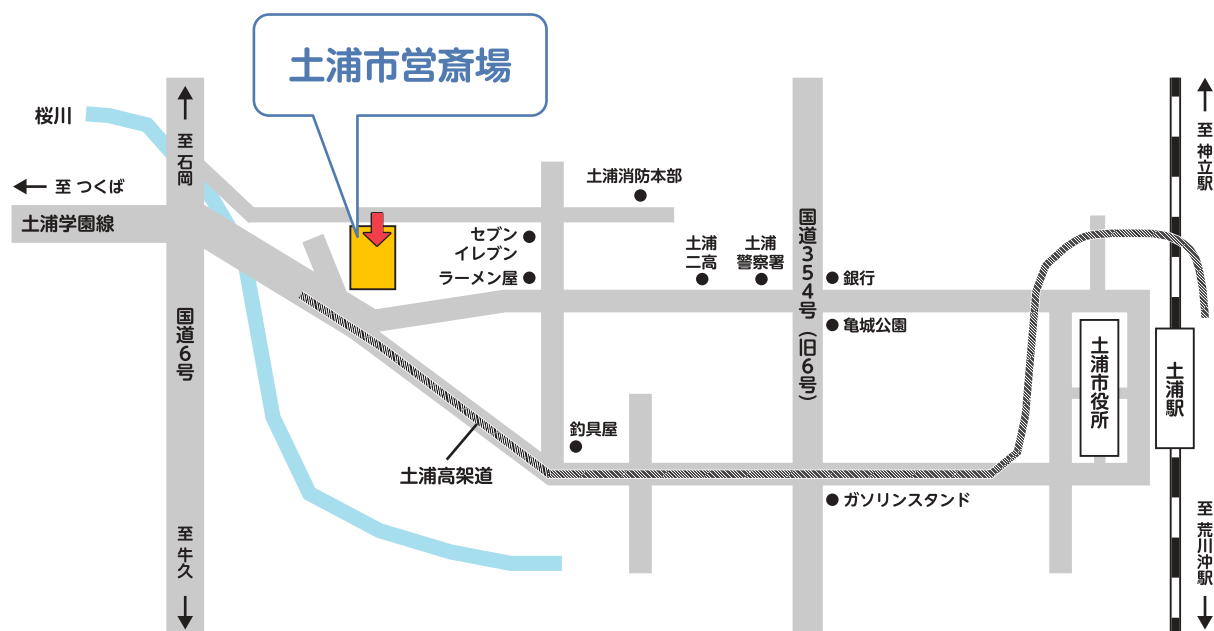
備考

- ・単位時間は、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- ・利用時間が単位の時間に満たない場合であっても、単位の時間に相当する利用料金を徴収するものとする。
- ・本市の住民とは、死亡者（死産児についてはその父又は母）又は利用者（葬儀を執行する者に限る。）が住民基本台帳法の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- ・この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

市営斎場 平面図



市営斎場 案内図



市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	土浦警察署 ☎ 029-821-0110 土浦市立田町1-20
		運転免許センター ☎ 029-293-8811 東茨城郡茨城町長岡3783-3
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 つくば市島名字前野3915 ☎ 050-3816-3106
普通自動車	税金に関する手続き	土浦県税事務所（自動車税） 土浦市真鍋5-17-26 ☎ 029-822-7205
	名義変更・廃車等	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2-1-3 ☎ 050-5540-2018
バイク（125cc超）	名義変更・廃車等	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2-1-3 ☎ 050-5540-2018
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	土浦税務署 土浦市城北町4-15 ☎ 029-822-1100
年金	年金に関する手続き	日本年金機構土浦年金事務所 土浦市下高津2-7-29 ☎ 029-825-1170
不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転（相続）登記等	水戸地方法務局土浦支局 土浦市下高津1-12-9 ☎ 029-821-0783
遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄等	水戸家庭裁判所土浦支部（家裁書記官室） 土浦市中央1-13-12 ☎ 029-821-4349
生命保険等	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

MEMO

ご遺族メモ/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
☒	不動産の相続登記	3年以内	相続人の権利を保全するために、相続登記をしましょう。なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。詳しくは水戸地方法務局土浦支局へお尋ねください。 【問合せ先】 水戸地方法務局土浦支局登記部門 ☎029-821-0783

ご遺族メモ/家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

相続登記

お済みですか？



未来につなぐ相続登記

茨城司法書士会
029-225-0111

水戸地方法務局
029-227-9922

茨城土地家屋調査士会
029-259-7400

相続登記に関する詳細は、法務局ホームページをご覧ください。



★相続登記のご相談はお近くの司法書士に

司法書士は、相続などの登記手続を専門に行う国家資格者です。

司法書士をお探しの方は茨城司法書士会
(電話029-225-0111)へお問い合わせください。

司法書士による無料相談会あります。

◎電話相談 毎週火曜日16:00～18:00

相談電話 029-212-4500

029-212-4515

029-306-6004

◎面談相談 要予約

予約電話 029-224-5155

会場 水戸・つくば・古河



茨城司法書士会ホームページ
司法書士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★「土地を分割して相続したい。」「亡くなった人の建物を登記したい。」などの
ご相談はお近くの土地家屋調査士に

土地家屋調査士は、土地・建物の表示に関する登記を専門に行う国家資格者です。

土地家屋調査士をお探しの方は茨城土地家屋調査士会
(電話029-259-7400)へお問い合わせください。

土地家屋調査士による無料相談会あります。

◎面談相談 要予約

毎月第1水曜日13:00～16:00

予約電話 029-259-7400



茨城土地家屋調査士会ホームページ
調査士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★その他相続登記申請手続に関する手続案内は、水戸地方法務局へ

◎手続案内(無料・要予約)

平日 9:00～12:00／13:00～16:00

法務局名	所在	予約電話
不動産登記部門	水戸市北見町1-1	029-227-9922
日立支局	日立市弁天町2-13-15	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市山下町1221-1	0294-73-0221
土浦支局	土浦市下高津1-12-9	029-821-0783
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市2985	0297-62-0225
鹿嶋支局	鹿嶋市宮下5-20-4	0299-83-6000
下妻支局	下妻市下妻乙1300-1	0296-43-3937
つくば出張所	つくば市吾妻1-12-1	029-851-8186
取手出張所	取手市宮和田1784-1	0297-83-0057
筑西出張所	筑西市丙116-16	0296-22-3495



水戸地方法務局ホームページ
登記手続案内事前予約制
詳細はこちらをご覧ください。

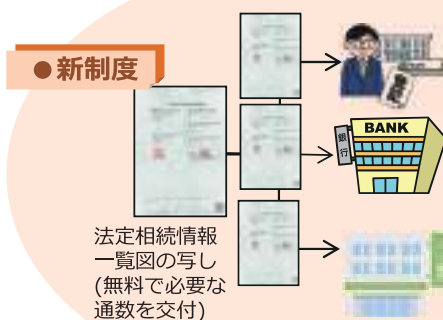
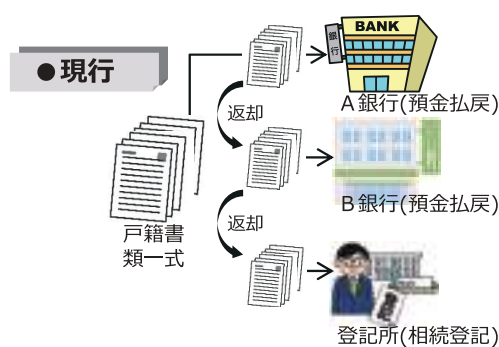
あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

MEMO

Handwriting practice lines (dotted lines) for the memo section.

MEMO

MEMO

発行 土浦市市民生活部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年5月作成

